



平成 20 年 2 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 ミ ル ボ ン
代表者の役職名 代表取締役社長 鴻池一郎
(コード番号 4 9 1 9 東証第一部)
問い合わせ先 取締役経理部長 重宗 昇
T E L 0 6 - 6 9 2 8 - 2 3 3 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 3 月 18 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の発行可能株式総数は、34,000,000 株ありますが、企業価値の向上のための資金調達、資本の拡充、また、下記(2)にあります買収防衛策の導入など、将来起こりうる様々な経営課題達成の手段として機動的に株式を発行することができるよう、発行可能株式総数を 50,170,000 株に変更するものであります(変更案第 6 条)。
- (2) 上場会社である当社株式の売却は、最終的には各株主さまのご判断に委ねられるべきものではありますが、株式の大規模買付け行為が企業価値を毀損するおそれがある場合、株主の皆さまに損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置(買収防衛策)を取ることが必要であります。このような買収防衛策の導入・変更・廃止については、株主の皆さまの意思を反映させるため、株主総会の決議事項とする等、定款に新たな章及び条項を設けるものであります(変更案第 40 条)。

なお、買収防衛策の詳細は、本日別途開示いたしました「当社株式の大規模買付け行為への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(注)変更を要する条文のみ記載いたしました。下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>34,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,170,000株</u>とする。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>第8章 買収防衛策</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(買収防衛策の導入、変更、廃止等) 第40条 当社は、株主総会の決議により買収防衛策の導入、変更、廃止をすることができる。 <u>2. 株主総会の決議により導入された買収防衛策の本質的な変更</u>に該当しない変更及び廃止並びに株主総会の決議により導入された買収防衛策に基づく対抗措置の発動は、取締役会の決議により行うことができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 3 月 18 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 3 月 18 日 (火曜日)

以上